

那珂川町パブリックコメント手続実施要綱

（目的）

第1条 この訓令は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、町の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、町民と行政の協働によるまちづくりの実現と開かれた町政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、「パブリックコメント手続」とは、町の基本的な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く町民から意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、これに対して提出された意見等を考慮して意思決定を行う手続をいう。

2 この訓令において「実施機関」とは、町長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）及び教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この訓令において「町民等」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) 町税の納税者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う施策等に利害関係を有する者

（対象事案）

第3条 パブリックコメント手続の対象事案（以下「対象事案」という。）は、次に掲げるもののうち、町民生活に広く影響を与えるもので、実施機関が必要と認めるものとする。ただし、緊急を要するもの若しくは軽微なもの又は法令等により意見等の聴取に関する定めがある場合は対象としない。

- (1) 総合計画その他の町の基本的な政策を定める計画の策定又は改定
- (2) 個別の分野における政策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (3) 町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃

(4) 町民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（町税の賦課徴収及び分担金の徴収に関するものは除く。）の制定又は改廃

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの
（公表時期及び公表資料）

第4条 実施機関は、前条各号に該当するもの（以下「計画等」という。）の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適正な時期に、当該計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該計画等を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

3 実施機関は、第1項の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

（公表の方法）

第5条 前条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町ホームページへの掲載
- (2) 実施機関の担当課及び各庁舎窓口における閲覧
- (3) その他実施機関が必要と認める方法

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、町広報紙への掲載、ケーブルテレビによる放映、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

3 実施機関は、対象事案の内容が相当量に及ぶ場合は、その概要を第1項各号の方法により公表することとし、対象事案及び資料全体については、担当課における閲覧のみとする。

（意見等の提出）

第6条 実施機関は、町民等が計画等についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として1ヶ月の意見等の提出期間を設けるものとする。

ただし、やむを得ない理由があるときは、提出期間を短縮することができる。

2 意見等の提出方法は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- (1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出

3 実施機関は、町民等から意見等の提出を受ける際には、当該意見等を提出した個人又は法人の住所又は所在地、氏名又は名称等当該意見等を提出した者を特定できる事項の記載を求めるものとする。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、提出された意見等の適否を十分に考慮して、計画等に反映させるものとする。

2 実施機関は、提出された意見等の概要及びこれに対する町の考え方を公表するものとし、当該計画等を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答を行わないものとし、提出された意見等のうち、類似の意見等及びこれに対する町の考え方をまとめて公表するものとする。

4 第5条第1項及び第2項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(適用除外)

第8条 実施機関は、附属機関その他これに類するものが、この訓令に定める手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等により計画等の立案を行うときは、この訓令に定める手続を行わないことができる。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から適用する。